

揭示（届出・加算等）

保険医療機関

当院は保険医療機関の指定を受けております。健康保険法に基づく療養給付を行います。

当院が届出ている施設基準

在宅療養支援診療所

「第9」の1の(2)のAに規定する在宅療養支援診療所（連携型機能強化型ア）

在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料

初診時の機能強化加算

明細書発行体制等加算

在宅がん医療総合診療料

がん性疼痛緩和指導管理料

電子的診療情報連携体制整備加算（加算2）

在宅医療DX情報活用加算

在宅患者訪問看護・指導料の注15に規定する訪問看護・指導体制充実加算

在宅患者訪問看護・指導料の注2の施設基準に係る届出（緩和ケア）

一般名処方加算

時間外対応体制加算（加算1）

外来・在宅ベースアップ評価料（I）

物価対応料

明細書の発行について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進する観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目がわかる明細書を無料で発行しております。明細書の発行を希望されない方は、受付にてその旨をお申し出ください。（公費負担の受給者も無料発行しております。）

在宅療養支援診療所・在宅時医学総合管理料・施設入居時等医学総合管理料

在宅および施設で療養する患者様を対象に、緊急時の連絡体制及び24時間往診・訪問看護ができる体制等を確保しています。機能強化型（連携型）在宅療養支援診療所の点数を算定します。

24時間連絡を受ける体制を確保しております。

24時間往診が可能な体制を確保しております。

24時間訪問看護の提供が可能な体制を確保しております。

（連携医療機関・訪問看護ステーションとの協力を含む）

緊急時に入院可能な医療機関と連携しております。

連携する保険医療機関、訪問看護ステーションに適切に情報を提供致します。

初診時の機能強化加算

当院は「かかりつけ医」として次のような取組みを行っています。

必要に応じ、適切な医療機関（専門の医師・医療機関）への紹介を行っています。

他院と当院で処方されている薬について確認し、診察や必要な服薬指導を行っています。

健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関するご相談に応じます。

介護・保健・福祉サービスの利用に関するご相談に応じます。

明細書発行体制加算

当院では、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

在宅がん医療総合診療料

当院では、対象の患者さんに対して総合的な在宅医療計画を策定し、訪問診療または訪問看護を合わせて週4日以上（訪問診療及び訪問看護をそれぞれ週1回以上）行った場合に、1週間を単位として在宅がん医療総合診療料を算定いたします。

がん性疼痛緩和指導管理料

当院医師は厚生労働省が定める「緩和ケア研修会の開催指針」に基づいた研修を修了しています。WHO方式のがん性疼痛の治療法に従って副作用対策等を含めた計画的な治療管理を継続して行い、がんに伴う痛みなどの苦痛を和らげるための緩和ケアを提供しています。がん患者様がより快適に生活できるよう、専門的な指導とサポートを行います。

電子的診療情報連携体制整備加算 ※マイナ保険証の提示にご協力をお願い致します。

当院では、診療情報・薬剤情報等を、オンラインで閲覧・活用できる体制を整えています。電子処方箋の発行および診療情報共有サービスを活用し、質の高い診療を行うための十分な情報を取得・活用して診療を行う体制を整備しております。

在宅医療DX情報活用加算

当院は、居宅同意取得型のオンライン資格確認等、システムにより取得した診療情報などを活用して、計画的な医学管理のもとに在宅医療の提供を実施しております。電子処方箋の発行及び電子カルテ共有サービスなどの医療DXにかかる取り組みを実施出来る体制を整備しております。

一般名処方加算

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした「一般名処方」を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。ご理解とご協力をお願いいたします。

※過去に一般名処方で重い副作用や不都合があった患者様はお気軽にお申し付けください。状況によっては「特定の医薬品名での処方」にも対応致します。

時間外対応体制加算 1

当院では、診療時間外においても患者様からの電話等による対応ができる体制を整えています。

対応時間：24時間

対応者：当院の看護師 及び 当院の医師

連絡先：当院の電話番号（時間外等は担当看護師の携帯電話へ転送いたします。）

お急ぎの場合や緊急時は、上記の連絡先にお電話ください。状況に応じて、医師への連絡や関係先への連絡、状況に応じて救急医療機関への紹介、緊急搬送手配を行います。

外来・在宅ベースアップ評価料 (I)

当院では、勤務する職員の賃金改善を実施するため、外来・在宅ベースアップ評価料(I)を算定しています。当院に勤務する職員（医師、看護師、事務職員等）の処遇改善を目的とした診療報酬上の評価です。

物価対応料

令和8年6月の診療報酬改定に伴い、物価高騰への対応として「物価対応料」が新設されました。初診時、再診時にそれぞれ2点が加算されます。